

改 正 案	現 行
<p>（確認申請書の様式）</p> <p>第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、別記第二号様式による正本及び副本に、それぞれ、法第六条第一項第四号に掲げる建築物については表一の(イ)項に掲げる図書を、同項第一号に掲げる建築物については同表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書を、同項第二号及び第三号に掲げる建築物については同表の(イ)項、(ロ)項及び(ハ)項に掲げる図書（用途変更の場合においては(イ)項に掲げる図書を、建設大臣があらかじめ安全であると認めた構造の建築物又はその部分に係る場合においては(イ)項に掲げる図書のうち建設大臣の指定したものを除く。）を添えたもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とし、これらの図書のほか、さらに、法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物については同表の(イ)項に掲げる図書を、法第五十二条第六項の規定の適用によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第五項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(イ)項に掲げる図書を、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(イ)項に掲げる図書を、表二及び表三の(イ)欄各項目に該当する建築物についてはそれぞれ当該表中(イ)欄の当該各項目に掲げる図書を添えたものとする。ただし、表一の(イ)項、(イ)項又は(イ)項に掲げる図書</p>	<p>（確認申請書の様式）</p> <p>第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、別記第二号様式による正本及び副本に、それぞれ、法第六条第一項第四号に掲げる建築物については次の表の(イ)項に掲げる図書を、同項第一号に掲げる建築物については(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書を、同項第二号及び第三号に掲げる建築物については(イ)項、(ロ)項及び(ハ)項に掲げる図書（用途変更の場合においては(イ)項に掲げる図書を、建設大臣があらかじめ安全であると認めた構造の建築物又はその部分に係る場合においては(イ)項に掲げる図書のうち建設大臣の指定したものを除く。）を添えたもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とし、これらの図書のほか、さらに、法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物については(イ)項に掲げる図書を、法第五十二条第六項の規定の適用によりその延べ面積の敷地面積に対する割合が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項及び第五項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き(イ)項に掲げる図書を、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き(イ)項に掲げる図書を添えたものとする。ただし、(イ)項、(イ)項又は(イ)項に掲げる図書は併せて作成することができる。</p>

は併せて作成することができる。

表一

図書の種類		明示すべき事項
(イ)	付近見取図	略
	配置図	略
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱、開口部及び防火設備の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造
	し尿浄化槽の見取図	略
(ロ)	二面以上の立面図	略
	二面以上の断面図	略
(ハ)	基礎伏図	略
	各階床伏図	
	小屋伏図	
	構造詳細図	

図書の種類		明示すべき事項
(イ)	付近見取図	略
	配置図	略
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱、開口部及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造
	し尿浄化槽の見取図	略
(ロ)	二面以上の立面図	略
	二面以上の断面図	略
(ハ)	基礎伏図	略
	各階床伏図	
	小屋伏図	
	構造詳細図	
	構造計算書	

表二

	(イ)	(ロ)
法第二十条第二号に掲げる建築物以外の建築物	当該建築物の構造方法が令第三十六条第二項第二号に該当するもの	令第八十六条の六に規定する限界耐力計算の構造計算書又は第八十一条第一項ただし書に規定する構造計算（建設大臣が限界耐力計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができ

(イ)	日影図	略
(ロ)	道路の配置図	略
(ハ)	室内仕上げ表	略

(イ)	日影図	略
(ロ)	道路の配置図	略
(ハ)	室内仕上げ表	略

定及び断面算定

二 特定建築物で高さが三十一メートル以下のもの場合

建築物の概要、構造計画、応力算定、断面算定並びに令第八十二条の二に規定する構造計算及び令第八十二条の三又は令第八十二条の四に規定する構造計算

三 特定建築物で高さが三十一メートルを超えるもの場合

建築物の概要、構造計画、応力算定、断面算定並びに令第八十二条の二及び令第八十二条の四に規定する構造計算

<p>法第二十条第二号に掲げる建築物（高さ六十メートルを超える建築物（以下この表において「超高層建築物」という。）を除く。）</p>	<p>当該建築物の構造方法が令第三十六条第三項第一号に該当するもの</p>	<p>次の各号のいずれかの事項を記載した構造計算書又は令第八十一条ただし書に規定する構造計算の計算書</p> <p>一 令第八十二条の二に規定する特定建築物（以下「特定建築物」という。）以外の建築物の場合 建築物の概要、構造計画、（特定建築物に該当しないこととの証明を含む。）、応力算定及び断面算定</p> <p>二 特定建築物で高さが三十一メートル以下のものの場合 建築物の概要、構造計画、応力算定、断面算定並びに令第八十二条の二に規定する構造計算及び令第八十二条の三又は令第八十二条の四に規定する</p>
	<p>当該建築物の構造方法が令第三十六条第二項第三号に該当するもの</p>	<p>るものとして指定したものに限り、）の計算書</p> <p>法第六十八条の二十六の規定に基づき、令第三十六条第二項第三号の規定による認定の認定書の写し</p>

<p>主要構造部を法 第二十一条第九号の</p>	<p>令第八十条の三第二 項第一号に該当する</p>	<p>一 第八十条の三第二項に規定 する耐火性能検証法により検</p>
<p>超高層建築物</p>	<p>当該建築物の構造方 法が令第三十六条第 二項第三号に該当す るもの</p>	<p>法第六十八条の二十六の規定に 基づく令第三十六条第四項の規 定による認定の認定書の写し</p>
	<p>当該建築物の構造方 法が令第三十条第二 項第二号に該当する もの</p>	<p>令第八十六条の六に規定する限 界耐力計算の構造計算書又は第 八十一条第一項ただし書きに規 定する構造計算（建設大臣が限 界耐力計算による場合と同等以 上に安全性を確かめることがで きるものとして指定したものに 限る。）の計算書</p>
		<p>構造計算 三 特定建築物で高さが三十一 メートルを超えるものの場合 建築物の概要、構造計画、 応力算定、断面算定並びに令 第八十二条の二及び令第八十 一条の四に規定する構造計算</p>

<p>令第百二十九条</p>		<p>法第六十八条の二十六の規定に</p>
<p>令第百二十九条 の二第三項に規 定する階避難安 全検証法により 階避難安全性能 を有することを 確かめた階のあ る建築物</p>		<p>令第百二十九条の二第三項に規 定する階避難安全検証法により 検証を行った計算書</p>
<p>二イ②に該当す る構造とする建 築物</p>	<p>令第百八条の三第二 項第二号に該当する 場合</p>	<p>一 法第六十八条の二十六の規 定に基づき令第百八条の三第 一項第二号の規定による認定 の認定書の写し</p> <p>二 当該建築物の開口部が令第 百八条の三第四項の建設大臣 の認定を受けたものである場 合にあつては、当該認定書の 写し</p>
	<p>場合</p>	<p>証を行った計算書</p> <p>一 当該建築物の開口部が令第 百八条の三第五項に規定する 防火区画検証法により検証を 行ったものである場合にあつ ては、当該検証を行った計算 書</p>

表三

<p>(イ) 令第三十八条第四項、第四十三条第一項ただし書、同条第二項ただし書、第四十六条第二項第一号八、同条第三項、第四十八条第一項第二号</p>	<p>(ロ) それぞれ当該規定の建設大臣が定める基準に従った構造計算を行った計算書</p>
--	---

<p>の二第一項の建設大臣の認定を受けた階のある建築物</p>		<p>基づく令第二百二十九条の二第一項の認定の認定書の写し</p>
<p>令第二百二十九条の二の二第三項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能を有することを確かめた建築物</p>		<p>令第二百二十九条の二の二第三項に規定する全館避難安全検証法により検証を行った計算書</p>
<p>令第二百二十九条の二の二第一項の建設大臣の認定を受けた建築物</p>		<p>法第六十八条の二十六の規定に基づき令第二百二十九条の二の二第一項の認定の認定書の写し</p>

<p>ただし書、第五十一条第一項ただし書、第六十に条の八ただし書、第六十九条、第七十三条第五項、第七十七條ただし書、第七十七條の二第二項ただし書、同条第二項ただし書、第七十八條ただし書又は第七十八條の二第一項第三号の構造計算を行った建築物</p>	
<p>令第七十条の適用において、一の柱のみの火熱による耐力の低下によって建築物全体が容易に倒壊するおそれがあるものではないものとする建築物</p>	<p>容易に倒壊するおそれのあるものではないことを証する図書</p>
<p>建築基準法令の規定により主要構造部若しくは壁及び天井（天井のない場合には、屋根）の室内に面する部分の仕上げ又は建築設備の構造を不燃材料、準不燃材料又は難燃材料としなければならない建築物で、不燃材料、準不燃材料又は難燃材料のうち建設大臣の認定を受けたものを用いるもの</p>	<p>当該材料に係る法第六十八条の二十六の規定に基づく建設大臣の認定書の写し</p>
<p>建築基準法令の規定により主要構造部、屋外避難階段、ひさし及びそで壁その他これらに類するものを耐火</p>	<p>当該構造に係る法第六十八条の二十六の規定に基づく建設大臣の認定書の写し</p>

<p>構造、準耐火構造、令第一百五十五条の二第一項第一号に規定する準耐火構造、防火構造、法第二十二條第一項に規定する屋根の構造、第二十三條に規定する外壁の構造、第六十三條に規定する屋根の構造、令第九九條の三第一号に規定する屋根の延焼のおそれのある部分の構造、同條第二号八に規定する三階以上の階における床又はその直下の天井の構造、第一百十三條第一項第三号に規定する屋根の構造、第一百五十五条の二第一項第四号に規定する一階の床及び二階の床の構造又は第一百五十五条の二の二第一項第四号八に規定するひさしその他これに類するものの構造としなければならない建築物で、これらの構造を建設大臣の認定を受けたものとするもの</p>	
<p>令第七十条の規定により柱の構造を建設大臣の認定を受けたものとする建築物</p>	<p>法第六十八條の二十六の規定に基づき令第七十条の認定の認定書の写し</p>
<p>長屋又は共同住宅の各戸の界壁の構造を法第三十条の建設大臣の認定を受けたものとする建築物</p>	<p>法第六十八條の二十六の規定に基づき法第三十条の認定の認定書の写し</p>

令第二十二條の規定により最下階の居室の床の構造を建設大臣の認定を受けたものとする建築物	法第六十八條の二十六の規定に基づき令第二十二條の認定の認定書の写し
令第二十二條の二第二号口の規定により地階の外壁等の構造を建設大臣の認定を受けたものとする建築物	法第六十八條の二十六の規定に基づき令第二十二條の二第二号口の認定の認定書の写し
くみ取便所で令第二十九條の建設大臣の認定を受けたものを設ける建築物	法第六十八條の二十六の規定に基づき令第二十九條の認定の認定書の写し
都市計画区域内における学校、病院、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集會場、百貨店、ホテル、旅館、寄宿舎、停車場その他地方公共団体が条例で指定する用途に供する建築物の便所又は公衆便所で令第三十條第一項の認定を受けたものとする建築物	法第六十八條の二十六の規定に基づき令第三十條第一項の認定の認定書の写し

2 前項の規定にかかわらず、法第六條の三第一項各号に掲げる建築物又は法第六十八條の十一第一項の規定に基づき認証を受けた型式部材等を有する建築物に係る確認の申請書にあつては、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第六條の三第一項第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る申請書 法第六十八條の十第一項の認定の認定書の写しを添えたものとし、前項に定める図書のうち、表一の(イ)欄に掲げる建築

2 法第六條の三第一項各号に掲げる建築物の建築（同項第一号に掲げる住宅にあつては、新築に限る。）に係る確認の申請書にあつては、前項の規定にかかわらず、次の表の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要せず、(ハ)欄に掲げる図書については(イ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

物の区分に応じ、(イ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 法第六条の三第一項第三号に掲げる建築物の建築に係る申請書 表二の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、(イ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要せず、(イ)欄に掲げる図書については(イ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

三 法第六十八条の十一第一項の認証を受けた型式部材等を有する建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る申請書 法第六十八条の十一第一項の認証の認証書の写しを添えたものとし、前項に定める図書のうち、表一の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、(イ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要せず、(イ)欄に掲げる図書については(イ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

表一

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)
令第三百三十六 条の二の九第 一号に掲げる 建築物の部分 を有する建築 物	前項の表 二に掲げ る図書	前項の表一 (イ)欄及び(ロ) 欄に掲げる 図書	前項の表一 (イ)欄に掲げ る図書のうち 各階平面 図	壁及び筋かいの位 置及び種類、通し 柱及び防火戸の位 置並びに延焼のお それのある部分の 外壁の構造
			前項の表一 (イ)欄に掲げ る図書のうち	延焼のおそれのあ る部分の外壁及び 軒裏の構造（法第

<p>令第三百三十六 条の二の九第 二号の表(一)項 に掲げる建築 物の部分(防 火設備)を有 する建築物</p>	<p>令第三百三十六 条の二の九第 二号の表(二)項 に掲げる建築 物の部分(尿</p>		<p>前項の表一 (二)欄に掲げ る図書のつ ちし尿浄化 槽の見取図</p>	<p>前項の表一 (三)欄に掲げ る図書のつ ち二面以上 の立面図</p>		<p>開口部の構造</p>	
			<p>前項の表一 (四)欄に掲げ る図書のつ ち二面以上 の断面図</p>	<p>ち二面以上 の立面図</p>	<p>六十二条第一項本 文に規定する建築 物のうち、耐火建 築物及び準耐火建 築物以外のものに ついては、開口 部、外壁及び軒裏 の構造)</p>	<p>床の高さ及び各階 の天井の高さ</p>	

尿浄化槽)を 有する建築物	第五項表	第六項の表		
令第百三十六 条の二の九第 二号の表(三)項 に掲げる建築 物の部分(非 常用の照明装 置)を有する 建築物	二に掲げ る図書の うち非常 用の照明 装置に係 る図書	二に掲げる図 書のうち昇 降機以外の 建築設備の 構造詳細図 (非常用の 照明装置に 係るものに 限る。)		
令第百三十六 条の二の九第 二号の表(四)項 に掲げる建築 物の部分(給 水タンク又は 貯水タンク) を有する建築 物	第五項表	第六項の表		
二に掲げ る図書の うち給水 タンク又 は貯水タ ンクに係 る図書	二に掲げる図 書のうち昇 降機以外の 建築設備の 構造詳細図 (給水タン ク又は貯水 タンクに係 るものに限 る。)			
令第百三十六 条の二の九第 一に掲げ	第五項表	第六項の表		
	二に掲げ	二に掲げる図		

<p>二号の表(五)項 に掲げる建築 物の部分(冷 却塔設備)を 有する建築物</p>	<p>る図書の うち冷却 塔設備に 係る図書</p>	<p>書のうち昇 降機以外の 建築設備の 構造詳細図 (冷却塔設 備に係るも のに限 る。)</p>		
<p>令第三百三十六 条の二の九第 二号の表(六)項 に掲げる建築 物の部分(エ レベーターの 部分で昇降路 及び機械室以 外のもの)を 有する建築物</p>	<p>第五項表 二に掲げ る図書の うちエレ ベーター に係る図 書</p>		<p>第六項の表 に掲げる図 書のうちエ レベーター の構造詳細 図</p>	<p>レールの構造及び 取付方法、つり合 いおもりの構造、 原動機、制御機及 び巻上機の設置状 況、綱車又は巻胴 の構造、かごの構 造並びに安全装置 の位置及び構造</p>
<p>令第三百三十六 条の二の九第 二号の表(七)項 に掲げる建築 物の部分(エ スカレーター 一)を有する 図書</p>	<p>第五項表 二に掲げ る図書の うちエス カレーター に係る 図書</p>	<p>第六項の表 一に掲げる 図書のうち エスカレー ターの構造 詳細図</p>		

表二

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)

建築物 令第三百三十六 条の二の九第 二号の表(イ)項 に掲げる建築 物の部分(避 雷設備)を有 する建築物	第五項表 二に掲げ る図書の うち避雷 設備に係 る図書	第六項の表 一に掲げる 図書のうち 昇降機以外 の建築設備 の構造詳細 図(避雷設 備に係るも のに限 る。)		
---	---	--	--	--

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
令第十三条の二 第一号に掲げる 一戸建ての住宅 で防火地域及び 準防火地域以外 の区域内におけ るもの	前項の表の(イ)項 に掲げる図書の うち二面以上の 立面図並びに同 表の(ハ)項及び(ニ) 項に掲げる図書	前項の表の(イ)項 に掲げる図書の うち配置図 前項の表の(イ)項 に掲げる図書の うち各階平面図	井戸の位置 筋かいの位置及 び種類、通し柱 及び防火戸の位

令第十三条の二 第一号に掲げる 一戸建ての住宅 で防火地域及び 準防火地域の区 域内におけるも の	前項の表の(3)項 及び(4)項に掲げ る図書	前項の表の(1)項 に掲げる図書の うち配置図	前項の表の(2)項 に掲げる図書の うち各階平面図	前項の表の(5)項 に掲げる図書の うち二面以上の 断面図	前項の表の(6)項 に掲げる図書の うち二面以上の 断面図	置並びに延焼の おそれのある部 分の外壁の構造
令第十三条の二 第二号に掲げる	前項の表の(3)項 に掲げる図書の	前項の表の(1)項 に掲げる図書の	前項の表の(1)項 に掲げる図書の うち各階平面図	前項の表の(5)項 に掲げる図書の うち二面以上の 断面図	前項の表の(6)項 に掲げる図書の うち二面以上の 断面図	置並びに延焼の おそれのある部 分の外壁の構造
令第十三条の二 第一号に掲げる	前項の表の(3)項 に掲げる図書の	前項の表の(1)項 に掲げる図書の	前項の表の(1)項 に掲げる図書の うち各階平面図	前項の表の(5)項 に掲げる図書の うち二面以上の 断面図	前項の表の(6)項 に掲げる図書の うち二面以上の 断面図	置並びに延焼の おそれのある部 分の外壁の構造
令第十三条の二 第一号に掲げる	前項の表の(3)項 に掲げる図書の	前項の表の(1)項 に掲げる図書の	前項の表の(1)項 に掲げる図書の うち各階平面図	前項の表の(5)項 に掲げる図書の うち二面以上の 断面図	前項の表の(6)項 に掲げる図書の うち二面以上の 断面図	置並びに延焼の おそれのある部 分の外壁の構造
令第十三条の二 第一号に掲げる	前項の表の(3)項 に掲げる図書の	前項の表の(1)項 に掲げる図書の	前項の表の(1)項 に掲げる図書の うち各階平面図	前項の表の(5)項 に掲げる図書の うち二面以上の 断面図	前項の表の(6)項 に掲げる図書の うち二面以上の 断面図	置並びに延焼の おそれのある部 分の外壁の構造

令第十三条の二 第三号に掲げる 一戸建ての住宅	前項の表一の(ウ) 項に掲げる図書	前項の表一の(ウ) 項に掲げる図書 のうち配置図	略
	前項の表一の(ウ) 項に掲げる図書	筋かいの位置及 び種類、通し柱	

長屋又は共同住 宅	前項の表一の(イ)項 に掲げる図書 のうち基礎伏図、 各階床伏図、小 屋伏図及び構造 詳細図	前項の表一の(イ)項 に掲げる図書 のうち配置図	筋かいの位置及 び種類並びに通 し柱の位置
		前項の表一の(ロ)項 に掲げる図書 のうち各階平面図	床の高さ及び各 階の天井の高さ
		前項の表一の(ハ)項 に掲げる図書 のうち二面以上の 断面図	床の高さ及び各 階の天井の高さ
		前項の表一の(ホ)項 に掲げる図書 のうち構造計算書	応力算定(地盤 の種類、地盤の 許容応力度及び 基礎ぐいの許容 支持力に係るも のに限る。)以 外の事項
令第十三条の二 第三号に掲げる 一戸建ての住宅	前項の表一の(イ)項 に掲げる図書	前項の表一の(イ)項 に掲げる図書 のうち配置図	略
		前項の表一の(イ)項 に掲げる図書	筋かいの位置及 び種類、通し柱

4 | 3 | 略

法第六条第一項の規定による確認の申請に係る計画に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は同条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物の計画に令第四百四十六条第一項第二号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合においては、法第六条第一項の規定による確認の申請書は

令第十三条の二 第四号に掲げる 建築物		前項の表一の(イ)項に掲げる図書のうち配置図	略	及び防火設備の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造
		前項の表一の(イ)項に掲げる図書のうち各階平面図	略	

3 | 高さが六十メートルを超える建築物に係る確認の申請書にあつては、第一項の表の(イ)項の規定にかかわらず、同項に掲げる図書のうち構造計算書は、添えることを要しない。この場合においては、当該建築物の構造計算が、令第八十一条の二の規定に基づき、建設大臣が当該建築物について構造耐力上安全であることを確かめることができることと認める構造計算によるものであることを証する書面を添えるものとする。

4 | 略

5 | 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る計画に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は同条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物の計画に令第四百四十六条第一項第二号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合においては、法第六条第一項の規定による確認の申請書は

令第十三条の二 第四号に掲げる 建築物		前項の表一の(イ)項に掲げる図書のうち配置図	略	及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造
		前項の表一の(イ)項に掲げる図書のうち各階平面図	略	

、別記第二号様式による正本及び副本に、それぞれ、第一項に規定する図書並びに別記第四号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類及び第六項の表のそれぞれの項に掲げる図書を添えたもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とする。

、別記第二号様式による正本及び副本に、それぞれ、第一項に規定する図書並びに別記第四号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類及び次項の表のそれぞれの項に掲げる図書を添えたもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とする。ただし、令第十三条の二第一号又は第二号に掲げる住宅の新築に係る確認の申請書にあつては、別記第二号様式中の「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類及び次項の表の「昇降機以外の建築設備」の欄に掲げる図書（令第十三条の二第二号に掲げる住宅の新築に係る確認の申請書にあつては、排煙設備、非常用の照明装置その他防火上重要である建築設備に係るものを除く。）を添えることを要しない。

5 | 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る計画に表一及び表二の各欄各項に該当する建築設備が含まれる場合については、前項の書類のほか、当該表中各欄の当該各項に掲げる図書を添えたものとする。

表一

	(イ)	(ロ)
11 エレベータ	かじ及びかじを支え、又はつる構造上主要な部分（以下「主要な支持部分」という。）の構造を令第二百二十九条の四第一項第二号に適合することとするもの	令第二百二十九条の四第二項に規定するエレベータ強度検証法により検証を行った計算書
	かじ及び主要な支持部分の構造を令第二百二十九条の四	法第六十八条の二十六の規定に基づき令第二百二十九条の四第一

タ エ ス カ ー	第一項第三号に適合することとするもの	項第三号の認定の認定書の写し
	屋外に設けるエレベーターで昇降路の壁の全部又は一部を有しないもの	令第二百二十九条の四第三項第五号に規定する建設大臣が定める基準に従った構造計算の計算書
	制御器の構造を令第二百二十九条の八第二項の建設大臣の認定を受けたものとするもの	法第六十八条の二十六の規定に基づき令第二百二十九条の八第二項の認定の認定書の写し
	制動装置の構造を令第二百二十九条の十第二項の建設大臣の認定を受けたものとするもの	法第六十八条の二十六の規定に基づき令第二百二十九条の十第二項の認定の認定書の写し
	階段及び階段を支え、又はつる構造上主要な部分（以下「主要な支持部分」といふ。）の構造を、令第二百二十九条の十二第二項の規定により準用される第二百二十九条の四第一項第二号の規定に適合することとするもの	令第二百二十九条の十二第二項の規定により準用される令第二百二十九条の四第二項のエレベーター強度検証法により検証を行った計算書
階段及び主要な支持部分の構造を令第二百二十九条の十	法第六十八条の二十六の規定に基づき令第二百二十九条の十二第	

表二

イ	ロ
<p>次に掲げる建築設備</p> <p>一 居室の換気設備で令第二十二條の二第一項第一号二の建設大臣の認定を受けたもの</p> <p>二 火を使用する室に設ける換気設備で令第二十二條の三第三項第一号口の建設大臣の認定を受けたもの</p> <p>三 屎尿浄化槽で法第三十二條第二項の建設大臣の認定を受けたもの</p> <p>四 煙突で令第一百五條第一項第三号口の建設大臣の認定を受けたもの</p>	<p>当該建築設備に係る法第六十八條の二十六の規定に基づき建設大臣の認定書の写し</p>

<p>二第二項の規定により準用される令第二百二十九條の四第一項第三号に適合することとするもの</p>	<p>二項の規定により準用される第二百二十九條の四第一項第三号の認定の認定書の写し</p>
<p>制動装置の構造を令第二百二十九條の十二第五項の建設大臣の認定を受けたものとするもの</p>	<p>法第六十八條の二十六の規定に基づき令第二百二十九條の十二第五項の認定の認定書の写し</p>

五 非常用の照明装置で令第二百二十六条の五第二号の建設大臣の認定を受けたもの	
六 給水管、配水管その他の管で令第二百二十九条の二の五第一項第七号八の建設大臣の認定を受けたもの	
七 飲料水の配管設備で令第二百二十九条の二の五第二項第三号の建設大臣の認定を受けたもの	
八 冷却塔設備で令第二百二十九条の二の七第三号の建設大臣の認定を受けたもの	
九 避雷設備で令第二百二十九条の十の五第一号の建設大臣の認定を受けたもの	
法第二十条第一項第二号イ又はロに規定する建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するもの	令第二百二十九条の二の四第二項に規定する建設大臣が定める基準に従った構造計算の計算書

6 法第八十七条の二の場合における確認の申請書は、別記第四号様式（昇降機用）又は同様式（昇降機以外の建築設備用）による正本及び副本に、それぞれ、次の表のそれぞれの項に掲げる図書を添えたものとし、これらの図書

6 法第八十七条の二の場合における確認の申請書は、別記第四号様式（昇降機用）又は同様式（昇降機以外の建築設備用）による正本及び副本に、それぞれ、次の表のそれぞれの項に掲げる図書（建設大臣があらかじめ安全であ

のほか、さらに、前項の表一及び表二の()欄各項に該当する昇降機又は昇降機以外の建築設備についてはそれぞれ当該表中()欄の当該各項に掲げる図書を添えたものとする。

ると認められた構造の昇降機に係る場合にあつては、構造詳細図及び構造計算書を除く。)を添えたものとする。

図書の種類		明示すべき事項	
昇降機	各階平面図	略	
	構造詳細図	エレベーター	略
		エスカレータ	略
		小荷物専用昇降機	略
昇降機以外の建築設備	各階平面図	略	
	構造詳細図	略	

図書の種類		明示すべき事項	
昇降機	各階平面図	略	
	構造詳細図	エレベーター	略
		エスカレータ	略
		電動ダムウエリター	略
	構造計算書	エレベーター	積載荷重並びにかご、主索及び支持ばりの応力算定及び断面算定
		エスカレータ	積載荷重、トラス及びばりの応力算定及び断面算定並びにくさりの強度計算
昇降機以外の建築設備	各階平面図	略	
	構造詳細図	略	

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)

第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、別記第十号様式による正本及び副本に、それぞれ、表一に掲げる図書を添えたものとし、これらの図書のほか、さらに、表三の(イ)欄各項に該当する遊戯施設については同表の(ロ)欄の当該各項に掲げる図書を添えたものとする。ただし、令第百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては、別記第四号様式(昇降機用)による正本及び副本に、それぞれ、第一条の三第六項の表の昇降機の項に掲げる図書を添えたものとし、これらの図書の

(型式の基準)

第一条の四 法第六条の三第一項第一号の建設法令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 型式に係る住宅が、一戸建ての住宅にあつては令第十三条の二第一号イ及びロに掲げる規定に、長屋又は共同住宅にあつては同条第一号イ及びロに掲げる規定に適合するものであること。
- 二 型式に係る住宅が住宅の用途以外の用途に供する部分を有するものでないこと。
- 三 形式に係る住宅の延べ面積が三十平方メートルを超えるものであること。
- 四 型式に係る住宅の設計及び施工が容易なものであること。
- 五 型式に係る住宅が量産されるものであること。
- 六 型式に係る住宅が均一性を有するものであること。

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)

第三条 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の規定による確認の申請書は、別記第十号様式による正本及び副本に、それぞれ、次の表に掲げる図書を添えたものとする。ただし、令第百三十八条第二項第一号に掲げるものにあつては、別記第四号様式(昇降機用)による正本及び副本に、それぞれ、第一条の三第六項の表の昇降機の項に掲げる図書(建設大臣があらかじめ安全であると認めた構造の昇降機に係る場合にあつては、構造詳細図及び構造計算書を除く。第三項において同じ。)を添えたものとする。

ほか、さらに、表一の(イ)欄各項に該当する昇降機についてはそれぞれ同表の(ロ)欄の当該各項に掲げる図書を添えたものとする。

表一

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	略
配置図	略
平面図又は横断面図	略
側面図又は縦断面図	略
構造詳細図	略
構造計算書	荷重及び外力並びに応力算定及び断面算定（遊戯施設にあつては、遊戯施設の客席部分及び客席を支え、又はつる構造上主要な部分（以下「主要な支持部分」といふ。）のうち摩損又は疲労破壊（以下「摩損等」といふ。）が生ずるおそれのある部分以外の部分に係るもの及び屋外に面する遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分のうち摩損等が生ずるおそれのある部分で風圧に対する安全性を確かめたものに限る。）

表二

(イ)	(ロ)
-----	-----

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	略
配置図	略
平面図又は横断面図	略
側面図又は縦断面図	略
構造詳細図	略

乗用エレベーター	かじ及びかじを支え、又はつる構造上主要な部分（以下「主要な支持部分」といふ。）の構造を令第四百四十四条の二の規定により準用される令第二百二十九条の四第一項第二号に適合することとするもの	令第四百四十四条の二の規定により準用される令第二百二十九条の四第二項に規定するエレベーター強度検証法により検証を行った計算書
	かじ及び主要な支持部分の構造を令第四百四十四条の二の規定により準用される令第二百二十九条の四第一項第三号に適合することとするもの	法第六十八条の二十六の規定に基づき令第四百四十四条の二の規定により準用される令第二百二十九条の四第一項第三号の認定の認定書の写し
	屋外に設けるエレベーターで昇降路の壁の全部又は一部を有したものの	令第四百四十四条の二の規定により準用される令第二百二十九条の四第三項第五号に規定する建設大臣が定める基準に従った構造計算の計算書
	制御器の構造を令第四百四十四条の二の規定により準用される令第二百二十九条の八第二項の建設大臣の認定を受けたものとするもの	法第六十八条の二十六の規定に基づき令第四百四十四条の二の規定により準用される令第二百二十九条の八第二項の認定の認定書の写し

エスカレーター	<p>制動装置の構造を令第四百十四条の二の規定により準用される令第二百二十九条の十第二項の建設大臣の認定を受けたものとするもの</p>	<p>法第六十八条の二十六の規定に基づき令第四百四十四条の二の規定により準用される令第二百二十九条の十第二項の認定の認定書の写し</p>
<p>「階段及び階段を支え、又はつる構造上主要な部分（以下「主要な支持部分」といふ。）の構造を、令第四百十四条の二の規定により準用される令第二百二十九条の十二第二項の規定により準用される第二百二十九条の四第一項第二号の規定に適合することとするもの</p>	<p>階段及び主要な支持部分の構造を令第四百四十四条の二の規定により準用される令第二百二十九条の十二第二項の規定により準用される令第二百二十九条の四第一項第三号に適合することとするもの</p>	<p>令第二百二十九条の十二第二項の規定により準用される令第四百四十四条の二の規定により準用される令第二百二十九条の四第二項のエスカレーター強度検証法により検証を行った計算書</p>
	<p>階段及び主要な支持部分の構造を令第四百四十四条の二の規定により準用される令第二百二十九条の十二第二項の規定により準用される令第二百二十九条の四第一項第三号に適合することとするもの</p>	<p>法第六十八条の二十六の規定に基づき令第四百四十四条の二の規定により準用される令第二百二十九条の十二第二項の規定により準用される第二百二十九条の四第一項第三号の認定の認定書の写し</p>
	<p>制動装置の構造を令第四百十四条の二の規定により準</p>	<p>法第六十八条の二十六の規定に基づき令第四百四十四条の二の規</p>

用される令第二百二十九条の 十二第五項の建設大臣の認 定を受けたものとするもの	定により準用される令第二百 九条の十二第五項の認定の認定 書の写し
---	---

表三

イ	ロ
客席部分及び主要な支持部分のうち 摩損等が生ずるおそれのある部分の 構造が令第四百四十四条の二の規定に より準用される令第二百二十九条の四 第一項第二号の規定に適合すること とするもの	第四百四十四条の二の規定により準用 される令第二百二十九条の四第二項の 遊戯施設強度検証法により検証を行 った計算書
客席部分及び主要な支持部分のうち 摩損等が生ずるおそれのある部分の 構造が令第四百四十四条の二の規定によ り準用される令第二百二十九条の四第 一項第三号の規定に適合することと するもの	法第六十八条の二十六の規定に基づ く令第四百四十四条第二号の規定により 準用される令第二百二十九条の四第一 項第三号の認定の認定書の写し
客席部分の構造を令第四百四十四条第 四号イの建設大臣の認定を受けたも のとするもの	法第六十八条の二十六の規定に基づ く令第四百四十四条第四号イの認定の 認定書の写し
非常止め装置の構造を令第四百四十四 条第六号の建設大臣の認定を受けた ものとするもの	法第六十八条の二十六の規定に基づ く令第四百四十四条第六号の認定の認 定書の写し

2 前項の規定にかかわらず、法第八十八条第一項において準用する法第六条の三第一項第二号の工作物又は法第八十八条第一項において準用する法第六十八条の十一第一項の認証を受けた型式部材等を有する工作物に係る確認の申請書にあつては、次の各号に掲げる工作物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法第八十八条第一項において準用する法第六条の三第一項第二号の工作物に係る申請書 法第六十八条の十第一項の認定の認定書の写しを添えたものとし、前項に定める図書のうち、次の表の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要しない。

二 法第六十八条第一項の認証型式部材等を有する工作物に係る申請書 法第六十八条の十一第一項の認証の認証書の写しを添えたものとし、前項に定める図書のうち、次の表の(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、(ロ)欄に掲げる図書についてはこれを添えることを要せず、(ニ)欄に掲げる図書については(イ)欄に掲げる事項を明示することを要しない。

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)
令第百四十四条の二表(一)項に掲げる工作物の部分を有する工作	第一項表一に掲げる図書のうち、構造計算書(昇降路及び機械室以外のエレベーターの部分に係るものに限	第一項表一に掲げる図書のうち、構造詳細図(昇降路及び機械室以外のエレベーターの部分に	第一項表一に掲げる図書のうち平面図又は横断面図	昇降路及び機械室以外のエレベーターの部分に係る主要部分の材料の種別及び寸法

<p>物</p>	<p>る。)及び回項 表二に掲げる図 書のうちエスケ ーターに係る図 書</p>	<p>係るものに限 る。)</p>	<p>第一項表一 に掲げる図 書のうち側 面図又は縦 断面図</p>	<p>昇降路及び機械 室以外のエスケ ーターの部分に 係る主要部分の 材料の種別及び 寸法</p>
<p>令第百四 十四条の 二表(一)項 に掲げる 工作物の 部分を有 する工作 物</p>	<p>第一項表一に掲 げる図書のつ ち、構造計算書 (トラス又はは りを支える部分 以外のエスカレ ーターの部分に 係るものに限 る。)及び回項 表二に掲げる図 書のうちエスカ レーターに係る 図書</p>	<p>第一項表一に 掲げる図書の うち、構造詳 細図(トラス 又ははりを支 える部分以外 のエスカレ ーターの部分に 係るものに限 る。)</p>	<p>第一項表一 に掲げる図 書のうち平 面図又は横 断面図</p>	<p>トラス又ははり を支える部分以 外のエスカレ ターの部分に係 る主要部分の材 料の種別及び寸 法</p>

<p>令第百四十四條の二表(一)項に掲げる工作物の部分を有する工作物</p>	<p>第一項表一に掲げる図書のうち、構造計算書(遊戯施設のうち、かご、車両その他人を乗せる部分及びこれを支え、又はつる構造上主要な部分及び非常止め装置の部分(以下「かご等」という。))に係るものに限る。)及び同項表三に掲げる図書</p>	<p>第一項表一に掲げる図書のうち、構造詳細図(遊戯施設のかご等に係るものに限る。)</p>	<p>第一項表一に掲げる図書のうち側面図又は縦断面図</p>	<p>第一項表一に掲げる図書のうち平面図又は横断面図</p>	<p>トラス又ははりを支える部分以外のエスカレーターの部分に係る主要部分の材料の種別及び寸法</p>	<p>遊戯施設のかご等の主要部分の材料の種別及び寸法</p>
--	--	--	--------------------------------	--------------------------------	--	--------------------------------

3 } 9 略

(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)

第三条の二 法第六条第一項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の建設省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。ただし、当該変更により建築基準関係規定に係る変更(第十号に掲げる変更を除く。)が生じる場合においては、この限りでない。

一 九 略

十 別記第二号様式による申請書第四面の第十一欄から第十三欄までに記載すべき事項、第一条の三第一項の表一の(一)項の各階平面図、同表の(二)項の二面以上の立面図及び二面以上の断面図、同表の(三)項の基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図並びに同表の(四)項の室内仕上げ表における材料又は構造(前号の間仕切壁を含む。)において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更

不燃材料	略
準不燃材料	略

第一項表一 に掲げる図 書のうち側 面図又は縦 断面図	遊戯施設のかご 等の主要部分の 材料の種別及び 寸法
---	-------------------------------------

3 } 8 略

(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)

第三条の二 法第六条第一項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の建設省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。ただし、当該変更により建築基準関係規定に係る変更(第十号に掲げる変更を除く。)が生じる場合においては、この限りでない。

一 九 略

十 別記第二号様式による申請書第四面の第十一欄から第十三欄までに記載すべき事項、第一条の三第一項の表一の(一)項の各階平面図、同表の(二)項の二面以上の立面図及び二面以上の断面図、同表の(三)項の基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図並びに同表の(四)項の室内仕上げ表における材料又は構造(前号の間仕切壁を含む。)において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更

不燃材料	略
準不燃材料	略

難燃材料	略
耐火構造	略
準耐火構造	略
防火構造	略
法第二十三条に規定する構造	耐火構造、準耐火構造、防火構造又は法第二十三条に規定する構造
法第二十三条に規定する構造	法第六十三条に規定する構造
法第二十三条に規定する構造	法第六十三条に規定する構造又は法第二十一条第一項に規定する構造
特定防火設備	特定防火設備
令第四百十四条第五項の規定により読み替えて準用する令第四百十二条第十六項に規定する防火設備	特定防火設備又は令第四百十四条第五項の規定により読み替えて準用する令第四百十二条第十六項に規定する防火設備
法第二条第九号の二に規定する防火設備	特定防火設備、令第四百十四条第五項の規定により読み替えて準用する令第四百十二条第十六項に規定する防火設備又は法第二条第九号の二に規定する防火設備
法第六十四条に規定する防火設備	特定防火設備、令第四百十四条第五項の規定により読み替えて準用する令第四百十二条第十六項に規定する防火設備、法第二条第九号の二に規定する防火設備又は法

難燃材料	略
耐火構造	略
準耐火構造	略
防火構造	略
甲種防火戸	甲種防火戸
乙種防火戸	甲種防火戸又は乙種防火戸

第六十四条に規定する防火設備

十一・十二 略

2 } 4 略

(型式適合認定申請書の様式)

第十条の五の二 法第六十八条の十第一項の申請をしようとする者で、令第三百三十六條の二の九第一号に規定する建築物の部分に係るものの申請をしようとする者は、別記第三号様式の型式適合認定申請書（建築物）に次に掲げる図書を添えて、建設大臣又は指定認定機関に提出しなければならない。

- 一 申請に係る建築物の部分の概要を記載した図書
- 二 平面図、立面図、断面図及び構造詳細図
- 三 令第三章第八節の構造計算を行ったものにあつては当該構造計算書、令第四百八条第二項、令第四百二十九条の二第三項又は令第四百二十九条の二の二第一項の規定による検証を行ったものにあつては当該検証の内容を記載した図書
- 四 申請に係る建築物の部分に関し法第六十八条の二十六第一項の認定を受けた場合にあつては、当該認定書の写し
- 五 前各号に掲げるもののほか、申請に係る建築物の部分が一連の規定に適合することについて審査するために必要な事項を記載した図書

2 法第六十八条の十第一項の申請をしようとする者で、令第三百三十六條の二の九第二号の表の建築物の部分の欄の各項に掲げるものの申請をしようとする者は、別記第三号様式の型式適合認定申請書（防火設備等）に次に掲げる図書を添えて、建設大臣又は指定認定機関に提出しなければならない。

- 一 前項各号（第三号を除く。）に掲げる図書又は図面

十一・十二 略

2 } 4 略

二 当該建築物の部分に係る一連の規定に基づき構造計算を行ったものにおけるは、当該構造計算書

3 法第六十八条の十第一項の申請をしようとする者で、令第四百四十四条の二の表の工作物の部分の欄の各項に掲げるものの申請をしようとする者は、別記第一号様式の型式適合認定申請書（工作物）に次に掲げる図書を添えて、建設大臣又は指定認定機関に提出しなければならない。

一 第一項各号（第三号を除く。）に掲げる図書又は図面

二 当該工作物の部分に係る一連の規定に基づく構造計算書

（型式適合認定に係る認定書の様式等）

第十条の五の三 建設大臣又は指定認定機関は、審査の結果、法第六十八条の十第一項の認定をしたときは、別記第一号様式の認定書を申請者に交付するものとする。

2 建設大臣又は指定認定機関は、審査の結果、申請に係る建築物の部分が当該建築物の部分に係る一連の規定に適合しないと認めるときは、その旨の理由を付した文書をもって申請者に通知するものとする。

3 建設大臣又は指定認定機関は、次に掲げる場合においては、遅滞なく、法第六十八条の十第一項の認定を行えない旨及びその理由を記載した通知書を申請者に交付するものとする。

一 提出すべき書類に不備が認められた場合

二 記載内容に明らかに虚偽が認められた場合

（型式適合認定に係る公示）

第十条の五の四 建設大臣又は指定認定機関は、法第六十八条の十第一項の規定による認定をしたときは、次に掲げる事項について公示しなければならない

い。

一 認定番号

二 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

三 認定を受けた型式の種類及び概要

四 認定年月日

(型式部材等)

第十条の五の五 法第六十八条の十一第一項の建設省令で定める型式部材等

は、次に掲げるものとする。

一 令第三百三十六条の二の九第一号に規定する建築物の部分で門、塀、改良便槽及び屎尿浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外のもので、当該部分に使用する材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されているものであり、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の製造の工程の合計が、すべての製造及び施工の工程の三分の二以上であるもの。

二 次のイから子までに掲げる建築物の部分で、当該部分に使用する材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されているものであり、かつ、工場において製造されるもの。

イ 令第三百三十六条の二の九第二号の表（以下この号において「表」という。）の(一)の項に掲げる防火設備

ロ 表の(二)の項に掲げる屎尿浄化槽

ハ 表の(三)の項に掲げる非常用の照明装置

ニ 表の(四)の項に掲げる給水タンク

ホ 表の(五)の項に掲げる貯水タンク

く 表の⑤の項に掲げる冷却塔設備

ト 表の⑥の項に掲げるエレベーターの部分で、昇降路及び機械室以外のもの

チ 表の⑦の項に掲げるエスカレーター

リ 表の⑧の項に掲げる避雷設備

三 次のイからニまでに掲げる工作物の部分で、当該部分に使用する材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されているものであり、かつ、工場において製造されるもの。

イ かつ、工場において製造されるもの。

イ 令第四百四十四条の二の表（以下この号において「表」といふ。）の①の項に掲げる兼用エレベーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）の部分で、昇降路及び機械室以外のもの

ロ 表の②の項に掲げるエスカレーター（一般交通の用に供するものを除く。）の部分で、トリス又ははりを支える部分以外のもの

ハ 表の③の項に掲げるウォータースhoot、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設の部分のうち、かつ、車両その他人を乗せる部分及びこれを支え、又はつる構造上主要な部分並びに非常止め装置の部分

ニ 表の④の項に掲げるメリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するものの部分のうち、かつ、車両その他人を乗せる部分及びこれを支え、又はつる構造上主要な部分並びに非常止め装置の部分

（型式部材等製造者の認証申請書等）

第十条の五の六 法第六十八条の十一第一項の申請をしようとする者は、別記第一号様式の型式部材等製造者認証申請書に次に掲げる書類を添えて、建設大臣又は指定認定機関に提出しなければならない。

一 製造する型式部材等が型式適合認定を受けたことを証する書面

二 前号の認定の内容及び明示した図書

三 法第六十八条の十三第二号の技術的基準に適合していることを証するもの

として、次に掲げる事項を記載した書類

イ 申請に係る工場又は事業場に関する事項

(1) 沿革

(2) 従業員数

(3) 一般配置図

(4) 主要設備の配置図

(5) 組織図（全社的なものを含む。）

(6) 工場及び品質管理部門の責任者の氏名及び略歴

(7) 人員配置表及び業務内容

ロ 申請に係る型式部材等の生産に関する事項

(1) 型式部材等又はそれと類似のものに関する製造経歴

(2) 最近六ヶ月間の月別生産数量、生産設備能力及び今後の生産計画

(3) 社内規格一覧表

(4) 製品の品質特性及び品質管理状況

(5) 製造工程分析図

(6) 資材の品質並びに検査及び保管の方法

(7) 工程中における品質管理状況

(8) 外注状況及び外注管理状況

(9) 製造設備一覧表及びその管理状況

(10) 試験・検査設備一覧表及びその管理状況

・ 申請に係る型式部材等の生産及び品質管理に関するその他の事項

ハ 申請に係る型式部材等に法第六十八条の十九第一項に規定する特別な

表示を付する場合の表示位置及び表示方式を記載した図面

二 申請に係る型式部材等に係る品質管理推進責任者に関する事項

- (1) 氏名、生年月日、職名及び最終学歴
- (2) 申請に係る製造者が企業である場合にあつては、当該企業における
在職年数
- (3) 申請に係る型式部材等の製造に必要な技術に関する実務経験
- (4) 標準化及び品質管理に関する実務経験及び専門知識の修得状況

(型式部材等製造者認証申請書に記載すべき事項)

第十条の五の七 法第六十八条の十一第二項の規定による申請書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 認証を申請する者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- 二 製造する型式部材等の種類
- 三 製造する型式部材等に係る型式適合認定の番号及び概要
- 四 認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地

(認証書の様式等)

第十条の五の八 建設大臣又は指定認定機関は、審査の結果、法第六十八条の十一第一項の規定による申請が法第六十八条の十三に規定する基準（以下「認証基準」といふ。）に適合していると認めるときは、別記第 号様式による型式部材等製造者認証書を申請者に交付するものとする。

2 建設大臣又は指定認定機関は、審査の結果、法第六十八条の十一第一項の規定による申請が認証基準に適合しないと認めるときは、その旨の理由を付した文書をもって申請者に通知するものとする。

3 第十条の五の三第三項の規定は、法第六十八条の十一第一項の認証に準用

する。

(型式部材等製造者認証に係る公示)

第十条の五の九 建設大臣又は指定認定機関は、法第六十八条の十一第一項の規定による認証をしたときは、次に掲げる事項について公示しなければならない。

- 一 認証番号
- 二 認証型式部材等製造者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- 三 製造する型式部材等の種類及び概要
- 四 認証年月日

(型式適合認定を受けることが必要な型式部材等)

第十条の五の十 法第六十八条の十三第一号に掲げる建設省令で定めるものは、第十条の五の五に掲げるものとする。

(品質保持に必要な生産条件)

第十条の五の十一 法第六十八条の十三第二号の建設省令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- 一 別表第一の(ウ)欄に掲げる製造設備を用いて製造されていること。
- 二 別表第一の(エ)欄に掲げる検査が(イ)欄に掲げる検査設備を用いて適切に行われていること。
- 三 製造設備が製造される部材等の品質及び性能を確保するために必要な精度及び性能を有していること。
- 四 検査設備が検査を行うために必要な精度及び性能を有していること。

五 次の方法により品質管理が行われていること。

イ 社内規格の整備

(1) 次に掲げる事項について社内規格が具体的かつ体系的に整備されていること。

(i) 製品の品質、検査及び保管に関すること。

(ii) 資材の品質、検査及び保管に関すること。

(iii) 工程ごとの管理項目及びその管理方法、品質特性及びその検査方法並びに作業方法に関する事項

(iv) 製造設備及び検査設備の管理に関する事項

(v) 外注管理（製造若しくは検査又は設備の管理の一部を外部に行わせている場合における当該発注に係る管理をいう。以下同じ。）に関する事項

(vi) 苦情処理に関する事項

ロ 製品及び資材の検査及び保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。

ハ 工程の管理

(1) 製造及び検査が工程ごとに社内規格に基づいて適切に行われているとともに、作業記録、検査記録又は管理図を用いる等必要な方法によりこれらの工程が適切に管理されていること。

(2) 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処理、工程に生じた異常に対する処置及び再発防止対策が適切に行われていること。

(3) 作業の条件及び環境が適切に維持されていること。

ニ 製造設備及び検査設備について、点検、検査、校正、保守等が社内規格に基づいて適切に行われており、これらの設備の精度及び性能が適正に維持されていること。

ホ 外注管理が社内規格に基づいて適切に行われていること。

ク 苦情処理が社内規格に基づいて適切に行われているとともに、苦情の要因となった事項の改善が図られていること。

ト 製品の管理、資材の管理、工程の管理、設備の管理、外注管理、苦情処理等に関する記録が必要な期間保存されており、かつ、品質管理の推進に有効に活用されていること。

六 その他品質保持に必要な技術的生産条件

イ 社内標準化及び品質管理の組織的な運営

(1) 社内標準化及び品質管理の推進が工場又は事業場の経営方針として確立されており、品質管理が計画的に実施されていること。

(2) 工場又は事業場における品質管理を適切に行うため、各組織の責任及び権限が明確に定められているとともに、品質管理推進責任者を中心として各組織間の有機的な連携がとられており、かつ、品質管理を推進する上での問題点が把握され、その解決のために適切な措置がとられていること。

(3) 工場又は事業場における品質管理を推進するために必要な教育訓練が就業者に対して計画的に行われており、また、工程の一部を外部の者に行わせている場合においては、その者に対し品質管理の推進に係る技術的指導を適切に行わせていること。

ロ 品質管理推進責任者

(1) 工場又は事業場において、品質管理推進責任者を選任し、次に掲げる職務を行わせていること。

(i) 品質管理に関する計画の立案及び推進

(ii) 社内規格の制定、改正等についての統括

(iii) 製品の品質水準の評価

(iv) 各工程における品質管理の実施に関する指導及び助言並びに部門間の調整

(v) 工程に生じた異常、苦情等に関する処理及びその対策に関する指導及び助言

(vi) 就業者に対する品質管理に関する教育訓練の推進

(vii) 外注管理に関する指導及び助言

七 製品の品質保証の確保及び国際取引の円滑化に資すると認められる場合で、製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、日本工業規格Z九九〇二の規定に適合している場合には、第六号イの規定は適用しない。

(認証型式部材等製造者に係る変更の届出)

第十条の五の十二 認証型式部材等製造者は、法第六十八条の十六の規定により第十条の五の七各号に掲げる事項に変更があつたときは、別記第一号様式の認証型式部材等製造者変更届出書を建設大臣に提出しなければならない。

(認証型式部材等製造者に係る製造の廃止の届出)

第十条の五の十三 認証型式部材等製造者は、法第六十八条の十七第一項の規定により認証に係る型式部材等の製造の事業を廃止しようとするときは、別記第一号様式の製造事業廃止届出書を建設大臣に提出しなければならない。

(型式適合義務が免除される場合)

第十条の五の十四 法第六十八条の十八第一項の建設省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 輸出のため当該型式部材等の製造をする場合

- 二 試験的に当該型式部材等の製造をする場合
- 三 建築物又は法第八十八条第一項及び第二項に掲げる工作物以外の工作物に設けるため当該型式部材等の製造をする場合

(検査方法等)

第十条の五の十五 法第六十八条の十八第二項の建設省令で定める検査並びにその検査記録の作成及び保存は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 製造する型式部材等の種類に応じ、別表第一の(イ)欄の検査設備を用いて同表の(ロ)欄の検査を行うこと。
- 二 製造される型式部材等がその認証に係る型式に適合することを確認できる検査手順書を作成し、それを確実に履行すること。
- 三 検査手順書に定めるすべての事項を終了し、法第六十八条の十八第二項の規定に適合することを確認するまで型式部材等を出荷しないこと。
- 四 認証型式部材等ごとに次に掲げる事項を記載した検査記録簿を作成すること。
 - イ 検査を行った型式部材等の概要
 - ロ 検査を行った年月日及び場所
 - ハ 検査を実施した者の氏名
 - ニ 検査を行った型式部材等の数量
 - ホ 検査の方法
 - ヘ 検査の結果
- 五 前号イからくまでに掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて前号の検査記録簿に代えることができる。

六 第四号の検査記録簿（前号の規定による記録が行われた同号のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、当該型式部材等を製造した工場又は事業場の所在地において、検査記録簿の最終の記載の日から起算して五年以上保存すること。

（特別な表示）

第十条の五の十六 法第六十八条の十九第一項の特別な表示は、別表第二で定めるところとし、認証型式部材等製造者がその認証に係る製造をした型式部材等の見やすい箇所に付するものとする。

（認証型式部材等に関する検査の特例）

第十条の五の十七 法第六十八条の二十第二項の確認は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 法第七条第四項、法第七条の三第四項又は法第十八条第六項若しくは第九項の規定を適用する場合 第四条第一項又は第四条の八第一項の申請書及びその添付書類を審査し、必要に応じ、法第十二条第三項の規定による報告を求める。
- 二 法第七条の二第一項又は法第七条の四第一項の規定を適用する場合 建築基準法に基づき指定資格検定機関等に関する省令第二十三条第一項第三号イに規定する図書及び同号ロに規定する写真を審査し、特に必要があるときは、法第七十七条の三十二第二項の規定により照会する。

（認証の取消しに係る公示）

第十条の五の十八 建設大臣は、法第六十八条の二十二第一項及び第二項並びに法第六十八条の二十四第一項及び第二項の規定により認証を取り消したと

きは、次に掲げる事項について公示しなければならない。

- 一 認証番号
- 二 認証を取り消した型式部材等製造者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- 三 認証の取消しに係る型式部材等の種類及び概要
- 四 認証を取り消した年月日

(旅費の額)

第十条の五の十九 令第三百三十六条の二の十一の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、旅費法の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が六級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

(在勤官署の所在地)

第十条の五の二十 旅費相当額を計算する場合において、当該検査等のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

(旅費の額の計算に係る細目)

- 第十条の五の二十一 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。
- 2 検査を実施する日数は、当該検査等に係る工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場ごとに三日として旅費相当額を計算する。

- 3 | 旅費法第六條第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。
- 4 | 建設大臣が、旅費法第四十六條第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

(構造方法等の認定に係る申請書の様式等)

第十条の五の二十二 法第六十八條の二十六第一項の申請をしようとする者は、別記第 号様式の申請書に次に掲げる図書を添えて、建設大臣に提出しなければならない。

- 一 申請に係る構造方法又は建築材料（以下この条において「構造方法等」という。）の概要を記載した図書
 - 二 平面図、立面図、断面図又は構造詳細図
 - 三 前各号に掲げるもののほか、構造計算書、実験の結果その他の申請に係る構造方法等を評価するために必要な事項を記載した図書
- 2 | 建設大臣が前項各号に掲げる図書のみでは評価が困難と認める場合においては、当該構造方法等の全部又は部分を提出するものとする。
- 3 | 前二項の規定に関わらず、指定性能評価機関又は承認性能評価機関（外国において事業を行う者が申請する場合に限る。）が作成した当該申請に係る構造方法等に関する性能評価書を別記第 号様式の申請書に添える場合においては、第一項各号に掲げる図書及び前項に規定する当該構造方法等の全部又は部分を添えることを要しない。

(構造方法等の認定に係る通知書の様式等)

第十条の五の二十三 建設大臣は、審査の結果、法第六十八條の二十六第一項の認定をしたときは、別記第 号様式の認定書を申請者に交付するものとする。

る。

- 2 建設大臣は、審査の結果、申請に係る構造方法等が法第六十八条の二十六第一項の技術的基準に適合しないと認めたとときは、その旨の理由を付した文書をもって申請者に通知するものとする。
- 3 第十条の五の三第三項の規定は、法第六十八条の二十六第一項の認定に準用する。

(安全上の措置等に関する計画書の様式)

第十一条の二 法第九十条の三(法第八十七条の二において準用する場合を含む。)の規定による建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画の届出(安全上の措置等に関する計画書)をしようとする建築主は、別記第六十九号様式による届出書に次の表に掲げる図書を添えて特定行政庁に提出するものとする。当該計画を変更した場合も同様とする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	略
配置図	略
工事着手前の各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁の位置及び種類並びに開口部及び防火設備の位置
工事計画書	略
安全計画書	略

2 略

(安全上の措置等に関する計画書の様式)

第十一条の二 法第九十条の三(法第八十七条の二において準用する場合を含む。)の規定による建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画の届出(安全上の措置等に関する計画書)をしようとする建築主は、別記第六十九号様式による届出書に次の表に掲げる図書を添えて特定行政庁に提出するものとする。当該計画を変更した場合も同様とする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	略
配置図	略
工事着手前の各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁の位置及び種類並びに開口部及び防火戸の位置
工事計画書	略
安全計画書	略

2 略

(手数料の納付の方法)

第十一条の二の二 法第九十七条の四第一項及び第二項の手数料の納付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 国に納める場合 当該手数料の金額に相当する額の収入印紙を別記第一号様式による型式適合認定等手数料納付書にはつて納める。
- 二 指定認定機関又は承認認定機関に納める場合 法第七十七条の四十五第一項（法第七十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する認定等業務規程で定めるところにより納める。
- 三 指定性能評価機関又は承認性能評価機関に納める場合 法第七十七条の五十六及び法第七十七条の五十七において準用する法第七十七条の四十五第一項に規定する性能評価業務規程で定めるところにより納める。

(手数料)

第十一条の二の三 法第九十七条の四第一項に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる認定又は認証に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 構造方法の認定 申請一件につき、二万円に、別表第三の(イ)欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額を加算した額。ただし、法第六十八条の二十六第五項の規定により申請を行う場合（同条第七項の規定により申請する場合を除く。）及び同条第七項に規定により申請する場合にあつては、別表第三の(イ)欄に掲げる額を減じた額とする。
- 二 型式適合認定 申請一件につき、別表第四の(イ)欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額
- 三 法第六十八条の十一第一項の認証又はその更新 申請に係る工場又は事

業場一件につき、四十八万円

四 法第六十八条の二十三第二項の認証又はその更新 申請に係る工場又は事業場一件につき、三十九万円に、職員二人が法第六十八条の二十三第二項において準用する法第六十八条の二十一条第一項の規定による審査のため当該審査に係る工場又は事業場の所在地に出張するとした場合に国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」といふ。)の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、第十条の五の十九から第十条の五の二十一までの規定を準用する。

2 前項第三号及び第四号において、当該申請以前に認証を受けた工場又は事業場において同一の技術的生産条件で型式部材等の製造しようとする場合若しくは他の認証に係るものと同様の技術的生産条件において認証を受けようとする場合にあつては、手数料の額は、申請一件につき二万五千円とする。

3 法第九十七条の四第二項に掲げる者が同項の規定により指定認定機関、承認認定機関、指定性能評価機関又は承認性能評価機関に納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる申請一件につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 型式適合認定 第一項第三号に掲げる額

二 法第六十八条の十一第一項の認証又はその更新 第一項第三号に掲げる額

三 法第六十八条の二十三第二項の認証又はその更新 指定認定機関にあつては第一項第四号に掲げる額とし、承認認定機関にあつては三十九万円に当該承認認定機関の主たる事務所の所在地より当該申請に係る工場又は事業場に出張するものとして同号に準じて算出した額を加算した額

四 性能評価 別表第三の(イ)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ウ)欄に掲

<p>4 げる類 第二項の規定は前項第一号及び第二号の場合に準用する。</p> <p>(別表第二及び別記様式は省略)</p>	
--	--